

2014年3月4日

民法（債権関係）部会資料75A、75Bについての意見

委員 安永 貴夫

75A

第1 契約に関する基本原則

【取り上げなかった論点】

○ 中間試案第26、4「信義則等の適用に当たっての考慮要素」

(意見)

「信義則等の適用に当たっての考慮要素」の規定を導入すべきである。

(理由)

情報や交渉力において格差がある当事者間で締結される契約に関し、信義則等の適用に当たってその格差の存在を考慮しなければならない旨の規定を設けることは、弱い立場の役務提供者の保護に資するものとする。

なお、部会資料にあるように、本規定が「現在でも考慮されている要素を、今日の社会におけるその重要性に鑑みて確認的に規定するもの」なのであれば、規定の導入が民法の性格を変化させるという批判はあたらないと考える。

第5 請負

1 仕事の目的物が契約の趣旨に適合しない場合の注文者の権利の期間制限

(民法第637条関係)

(要綱案のたたき台の内容)

第5 請負

民法第637条の規律を次のように改めるものとする。

請負人が性状に関して契約の趣旨に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡した場合（引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時に目的物が性状に関して契約の趣旨に適合しない場合）において、注文者がその不適合の事実を知った時から1年以内に当該事実を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由とする履行の追完の請求、代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。（以下略）

(意見)

現行民法の定める起算点を維持すべきであり、改訂すべきではない。

(理由)

請負には、請負人が自ら労務を供給する労働者であつて注文主が大企業である

ように、請負人が弱い立場にある場合も多い。

素案の「説明」では、売買契約の規定と揃えるべきであるというが、売買契約の対象は有形の物であるのに対し、請負契約は無形の役務提供（組み立て、取り付け、修繕、加工その他）の場合が少なくなく、仕事の目的物が契約の趣旨に適合しているか否かの判断が売買と比較して困難である場合が多い。

よって、履行が終了したという請負人の期待を保護する必要があり、いつ注文者から修補請求等を受けるかもしれないという不安定な状態を長期にわたり継続させるべきではない。

75B

第1 契約交渉段階（情報提供義務）

（要綱案のたたき台の内容）

第1 契約交渉段階（情報提供義務）

契約交渉段階における情報提供義務に関する規定を設けることの当否、規定の内容について、どのように考えるか。契約交渉段階における一般的な情報提供義務に関する規定とは別に、それを知らなければ生命、身体等に損害を生じさせる可能性が高い情報を対象として情報提供義務を規定するという考え方があがるが、このような考え方についてどのように考えるか。

（意見）

- (1) 契約交渉段階における情報提供義務に関する一般的な規定を設けるべきではない。
- (2) 但し、生命、身体に損害を生じさせる可能性が高い情報を対象とした情報提供義務の規定を設けることについては、思想信条やプライバシー侵害の可能性を生じない限りにおいて賛成する。

（理由）

- (1) 現在の法令及び判例においては、採用段階での使用者の調査・情報収集や質問の可能な範囲が十分に限定されていない。このため、採用段階での使用者に対する労働者の情報提供義務の範囲が広く肯定されることが危惧される。

さらに、採用面接時に使用者が応募者に対し情報提供義務違反について損害賠償請求することあるとの警告を発することにより、応募者が思想信条やプライバシー侵害の可能性のある質問への回答を事実上拒否できなくなるという威嚇効果が生じる危険がある。

- (2) 生命身体に関する危険情報の提供義務の規定を設けることについては、使用者側がかかる義務を負うことにより、労働者の生命身体の安全を確保することに資すると考えられるため、賛成する。

この点素案は、情報の範囲を生命身体に関するものだけに限定せずに「生命、身体等」としており、「相手方の生命、身体、財産などの利益に損害が生ずる可能性が高い情報」と説明している。

しかし、このように提供すべき情報の範囲を「財産などの利益に損害が生ずる

可能性が高い情報」にまで広げた場合は、採用面接時や採用後など、労働者側がかかる義務を負う場面で、上記(1)の契約交渉段階における情報提供義務に関して指摘したことと同じ問題が生じることが懸念される。

よって、生命身体の安全を確保するために生命身体に関する危険情報の提供義務の規定を設ける場合は、提案にある「等」を削除していただきたい。

第3 約款

(要綱案のたたき台の内容)

第3 約款

いわゆる約款に関する規律として、例えば、次の1から5までのような規律を設けることが考えられるが、どのように考えるか。

(意見)

約款に関する規律を設けることに賛成する。

(理由)

「約款」については、当初、現行法制よりも緩和された要件で、労働者に不利な規則類が労働契約の内容となるという懸念から「約款に関する規定を民法に整備する場合は労働契約を適用除外とすべき」との意見を述べてきたところである(第11回、50回会議)。

しかし一方、約款と労働契約との関係についての論議が深まる中で、不当条項規制や不意打ち条項等の約款法理が就業規則の解釈に影響を与えることへの期待も高まっている。すなわち、就業規則に関し、労働契約法7条の合理性の要件と不当条項規制などの約款規制のダブルチェックがかかることや、解釈適用段階において約款法理が類推適用されたり合理性の判断要素として考慮されるなど、約款の規律には、就業規則をより適正ならしめる積極的な意義が期待できる。

かかる観点を重視し、約款に関する規律を民法に設けることに賛成する。

以上